別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）附則第六項、失効前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条第一項の規定による無利子の貸付金の貸付けが決定されたもの
二　（略）

附　則

この省令は、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第四十号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和四年法律第十二号）の施行に伴い、船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法第十三条第一項の国土交通省令で定める施設） **第一条**　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の国土交通省令で定める施設は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）とする。 （法第十三条第一項の国土交通省令で定める者） **第二条**　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者であって、学校教育法第一条に規定する学校（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）を除く。以下「学校」という。）若しくは専修学校の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者及び前二号に掲げる者に準ずるもの イ～ハ　（略） ニ　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（以下このニ及び第四条第二項第二号ニにおいて「各種学校」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は各種学校を卒業した者 ホ　学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設（以下このホ及び第四条第二項第二号ニにおいて「外国の教育施設」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は外国の教育施設を卒業した者 （削る）	（法第十一条の国土交通省令で定める施設） **第一条**　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める施設は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）とする。 （法第十一条の国土交通省令で定める者） **第二条**　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　次に掲げる者であって、学校教育法第一条に規定する学校（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）を除く。以下「学校」という。）若しくは専修学校の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者及び前二号に掲げる者に準ずるもの イ～ハ　（略） ニ　学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校（以下このニ及び第六条第二項第二号ニにおいて「各種学校」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は各種学校を卒業した者 ホ　学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設（以下このホ及び第六条第二項第二号ニにおいて「外国の教育施設」という。）に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は外国の教育施設を卒業した者 （求人の申込みを受理しないことができる場合） **第三条**　法第三十三条の規定により読み替えて適用する法第十一条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。 一　求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。）第一号、第二号又は第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以